

# 正しく知ろう！ アスベストのこと

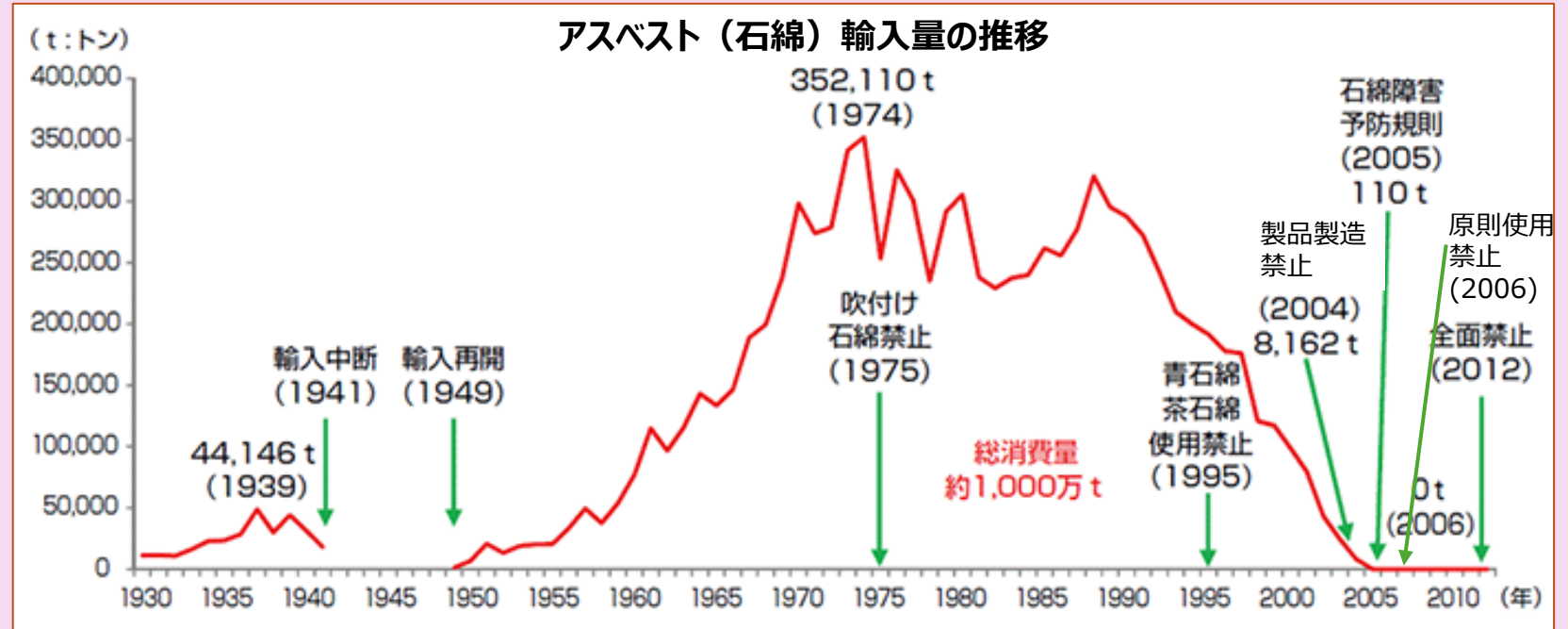
～市民の方にアスベストを知っていただくためのパンフレットです～



## アスベストってどんなもの？



- アスベストは石綿（いしわた・せきめん）とも呼ばれる天然の繊維状の鉱物で、耐火性や断熱性、防音性などに優れ、安価で加工しやすいことから、特に高度経済成長期に建築材料を中心として多用されました。
- 一方で、その繊維は非常に細かく簡単に空気中に浮遊するため、人が吸い込むことで健康被害を引き起こすおそれがあることから、平成18(2006)年9月以降新たなアスベスト製品等の製造・使用等が禁止されました。
- しかし、それまでに建てられた建物にはアスベストが使用されている可能性があるため、アスベストが飛散しないよう管理することや、改修・解体工事での飛散対策が法令で義務付けられています。
- 建物の管理や改修・解体工事での間違った扱いにより飛散したアスベストを吸い込むことは大変危険です。
- アスベストが身の周りに普通に存在することや、その危険性を知り正しく扱うことなど、アスベストを正しく知ることが大切です。



(独) 環境再生保全機構HPより作成



# アスベストはどこに使われているの？



□ アスベストを含む建材は飛散性の程度によってレベル1から3まであり、平成18(2006)年以前に建築された建物では、以下のような場所にアスベストが使用されている可能性があります。

## レベル1

- レベル1建材は、耐火建築物の鉄骨耐火被覆のほか、断熱、防音、結露防止等のために壁、天井に使用されています。
- 飛散性が高いため、天井や壁等で囲まれず露出した状態の場合は特に注意が必要です。

吹付けアスベスト



鉄骨の耐火被覆材や天井断熱材として使用されています。

アスベスト含有  
吹付けロックウール



吹付けパーミキュライト



パーミキュライト、パーライトを吹き付けたもので、天井や階段の裏の仕上に使われています。

吹付けパーライト



高い



飛散性

## レベル2

- レベル2建材は、煙突内部の断熱材、折板屋根の断熱材、配管保温材、耐火被覆板に使用されています。

アスベスト含有断熱材 ※



ボイラー等の排気用煙突内側の断熱材に使用されています。

アスベスト含有保温材



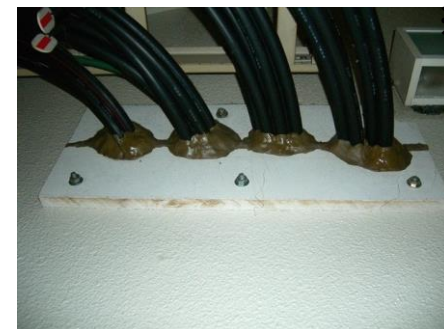
設備配管の主に曲がり部分の保温材に使用されています。

アスベスト含有耐火被覆材



鉄骨の柱やはり等に耐火被覆の目的で貼り付けられています。

ケイ酸カルシウム板第2種 ※



防火区画を貫通するケーブルの延焼防止に使われています。

低い

## レベル3

- レベル3建材は、天井、壁、床等の内装材や、屋根材、外壁等の外装材に使用されています。
- これらの建材は、通常の使用ではアスベストの飛散性は低ですが、著しく劣化している場合や除去する際に切断や破砕等を行うと飛散するおそれがあります。

ケイ酸カルシウム板第1種



アスベスト含有  
ロックウール吸音天井板



アスベスト含有  
ビニル床タイル



アスベスト含有  
スレート波板

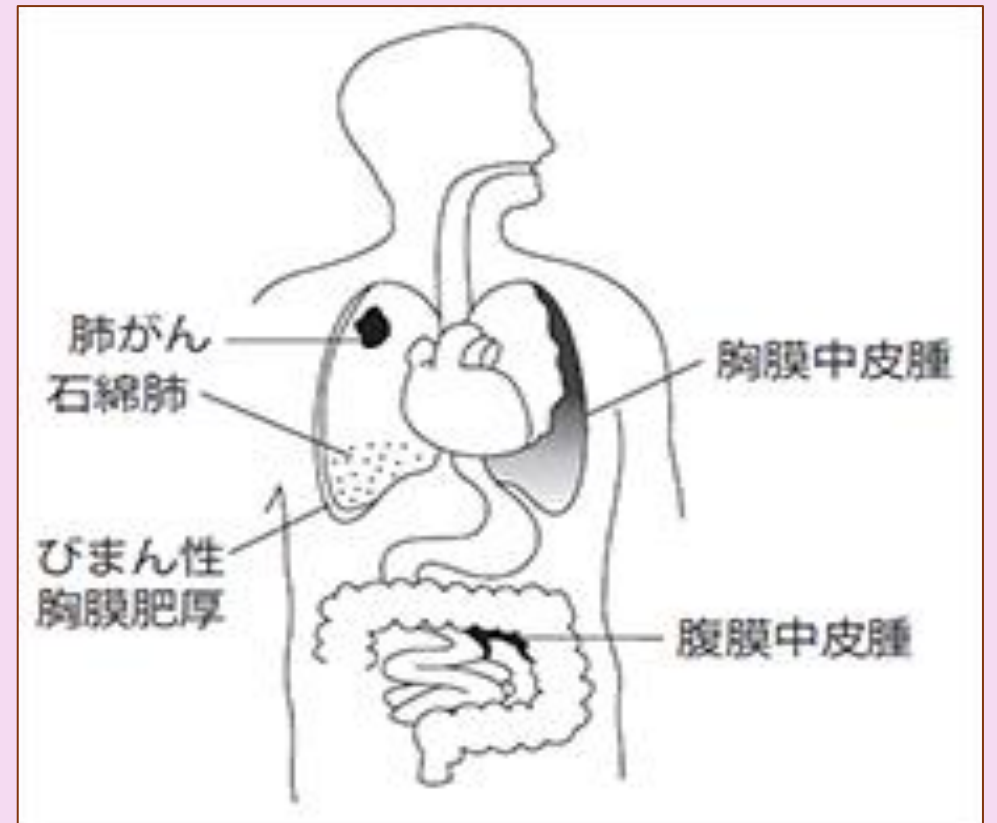




## アスベストによる健康被害とは？



- アスベストの繊維は非常に細かく空気中に浮遊するため、人が呼吸する際に簡単に吸い込んでしまいます。
- 吸い込んだアスベストの一部は異物として体外へ排出されますが、肺の組織内に長く滞留するものもあり、これが要因となって、右のような病気を引き起こすおそれがあります。
- これらのアスベストを原因とする病気は、発症までの潜伏期間が非常に長いことが特徴です。
- またアスベストを吸った量が多くなると病気になる可能性が高くなることが分かっています。アスベストを飛散させないこと、吸い込まないことがとても重要です。



(独) 環境再生保全機構ホームページより



## どんな対策が取られているの？



- 日本では、昭和50(1975)年に吹付けアスベストが原則禁止となって以降、アスベストによる健康被害が社会問題化したことなどをを受けて段階的に規制が強化されてきました。

### アスベストの製造・輸入・使用等の禁止

平成18年(2006)年9月からアスベストをその重量の0.1%以上含む製品の製造・輸入・譲渡・提供・新規使用が原則禁止されています。

### 使用中の建物に対する規制

事業者の方は、従業者等が働く建物にある吹付けアスベストやアスベストを含む保温材、耐火被覆材、断熱材が、損傷や劣化などによりアスベストが飛散し、従業者等が吸い込んでしまうおそれがあるときは、そのアスベストの除去をはじめとした対策を行う必要があります。

### 建物の解体・改修・補修工事における対策

建物の解体・改修・補修等の工事をする場合は、施工業者が事前にアスベストが使われていないかを調査してその結果を発注者に説明し、あわせて工事現場に掲示するなどの必要があります。またアスベストが使用された建物の工事では、建材の種類ごとに定められた作業方法や基準に従って実施しなければなりません。

### アスベストによる健康被害の救済

アスベストを取り扱う仕事をしていた方が、業務によってアスベストに関連する病気を発症したと認められる場合は、労災保険等の給付を受けられます。また労災保険の給付が受けられない場合でも、石綿健康被害救済制度による給付を受けることができます。



## 何に注意すればいいの？



### 建物の損傷や劣化に注意する

アスベストを使用した建材が損傷・劣化するとアスベストが飛散する危険性が高まるので、定期的な点検を実施し、異常があればアスベストの有無や飛散の可能性などの診断・検査を検討しましょう。

### 建物の解体や改修時には法令を遵守する

建物の解体や改修工事等を行う場合は、アスベスト除去作業などに対する法規制を遵守しなければなりません。施工業者とよく相談し、アスベストが飛散しないよう法令遵守を徹底してください。

### 地震など災害時のアスベストの飛散に備える

アスベストを使用した建物が倒壊、損壊した場合、アスベストが露出し飛散するリスクが発生します。復旧作業等の際にはばく露する可能性がありますので、粉じんの発生している現場には近づかないようにし、作業等でやむを得ない場合は作業に対応した呼吸用保護具を着用しましょう。



## 分からないことはどこに聞けばいいの？



□ 堺市役所の各担当部署にお問い合わせください。

問合せ内容	部署名	電話番号	ホームページ
解体等工事のアスベスト除去に関する届出	環境対策課	072-228-7474	
アスベストに関する健康相談	保健医療薬務課	072-228-7582	
既存建築物の吹付けアスベストに係る含有調査・除去等への補助	建築防災推進課	072-228-7482	

□ その他の情報は各機関のアスベスト関連ホームページを参照してください。

機関の名称	ホームページ	機関の名称	ホームページ
環境省		国土交通省	
厚生労働省		独立行政法人 環境再生保全機構	

□ このパンフレットは、一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会の監修・協力により作成しています。



堺市環境局  
環境保全部 環境共生課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1  
Tel : 072-228-7440  
Mail : kankyo@city.sakai.lg.jp



ホームページ